

福島市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 48 号

福島市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

福島市職員の育児休業等に関する規則（平成4年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第7条の3中「非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある」を削る。

第8条の見出中「請求」の次に「、育児休業法第19条第2項の規定による申出及び第3項変更の」を加え、同条第1項中「の請求」の次に「、育児休業法第19条第2項の規定による申出及び第3項変更」を加え、「部分休業承認請求書」を「部分休業申出書兼承認請求書」に改め、同条第2項中「請求」の次に「、育児休業法第19条第2項の規定による申出及び第3項変更」を加える。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第8条関係）

部分休業申出書兼承認請求書

所 属 長		課 長 補 佐		所 属 係 長	
-------------	--	------------------	--	------------------	--

		年 月 日	
(任命権者)			
_____			
所 属 _____			
職 名 _____			
職員番号 _____			
氏 名 _____			
1 申出対象期間	年度		
2 請求に係る子	氏 名		
	続 柄 等		
	生年月日	年 月 日生	
3 申出の内容 並びに請求期間 及び請求時間	<input type="checkbox"/> 第1号部分休業 1日につき2時間を超えない範囲内		
	年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分	
	<input type="checkbox"/> 第2号部分休業 1年につき条列で定める時間（10日相当）を超えない範囲内		
	年 月 日から 年 月 日まで	/	
4 変更	変更後の内容	<input type="checkbox"/> 第1号部分休業 1日につき2時間を超えない範囲内 <input type="checkbox"/> 第2号部分休業 1年につき条列で定める時間（10日相当）を超えない範囲内	
	変更が必要な事情		
5 備考			

- (注) 1 この部分休業申出書兼承認請求書には、請求に係る子の氏名、申出及び請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること。  
 2 該当する口には√印を記入すること。  
 3 申出及び請求者の所属長は、部分休業の取得状況について、別に定める様式により月ごとに報告すること。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。